

ジェネリック医薬品を使用しましょう!



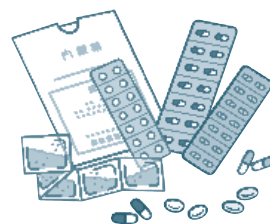
ジェネリック医薬品は、効き目や安全性が確認済みである新薬と同等の効果がありながら、低価格で販売されている医薬品です。厚生労働省の厳しい品質再評価をクリアしているため、安心して使用できます。

新薬よりも錠剤のサイズが小さくなったり、錠剤が飲みにくい方のためにゼリー状や液状になったものもあります。また、軟膏や点眼薬、湿布薬にもジェネリック医薬品があります。
(当組合で使用例の多い新薬：アトピー外用薬、ぜんそく用内服薬・吸入剤、アレルギー用内服薬)
※アレルギーをお持ちの方は、添加剤の中でアレルギーをおこすものがあるかもしれませんので医師・薬剤師にご相談ください。

「ジェネリック医薬品のお知らせ」をお送りします

ジェネリック医薬品に切替えることにより、お薬代の軽減が一定額以上見込まれる方を対象に「ジェネリック医薬品のお知らせ」をお送りします。

- 送付時期 令和5年9月
- 送付対象者 組合員およびその被扶養者(任意継続組合員は除きます。)
- お知らせ内容
 - ・現在のお薬(新薬)の処方実績
 - ・該当するジェネリック医薬品名と削減可能額



高齢受給者も限度額適用認定証の提示が必要です

医療費が高額になるときは、高齢受給者(70歳~74歳の組合員および被扶養者)も所得区分(標準報酬月額)に応じて、組合員証(被扶養者証)、高齢受給者証とあわせて限度額適用認定証の提示が必要です。提示が必要な方は、組合員が70歳以上で下表の太枠に該当する本人および被扶養者です。共済事務担当課をとおして「限度額適用認定申請書」を提出してください。



●高齢受給者の高額療養費算定基準額

負担割合	標準報酬月額	自己負担限度額		限度額適用認定証等の提示
		外来(個人ごと)	入院を含めた世帯全体	
3割	現役並みⅢ (83万円以上)	252,600円+	(医療費-842,000円)×1%	不要
	現役並みⅡ (53万円以上79万円以下)	167,400円+	(医療費-558,000円)×1%	必要
	現役並みⅠ (28万円以上50万円以下)	80,100円+	(医療費-267,000円)×1%	必要
2割	一般 (26万円以下)	18,000円 ^{※1}	57,600円	不要
	低所得Ⅱ (市町村民税非課税)	8,000円	24,600円	必要 ^{※2}
	低所得Ⅰ (低所得Ⅱのうち所得が一定以下)		15,000円	必要 ^{※2}

※1 年間(前年8月1日から7月31日まで)の上限額は144,000円になります。

※2 限度額適用・標準負担額減額認定証の提示が必要です。

お問い合わせ先

医療健康課 TEL 029-301-1413